

動物園使用料の減免に関する事務取扱要領

令和6年3月13日 円山動物園長決裁

(目的)

第1条 この要領は、動物園使用料の減免に関する取扱要綱（昭和43年2月7日（建）管理部長決裁）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、動物園使用料の減免（以下「減免」という。）に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免申請の受理)

第2条 減免申請の受理は、次により行うものとする。

- (1) 減免申請に係る事務は、札幌市環境局円山動物園経営管理課（以下「経営管理課」という。）が行う。
- (2) 減免を受けようとする者は、原則として使用の1週間前までに、要綱第2条で定める申請書を提出しなければならない。ただし、減免を受けようとする者が、要綱第4条で定める減免対象者に当たることを使用時に証明できる場合は、その限りではない。

(減免対象の確認)

第3条 減免の対象、確認方法は、別表のとおりとする。なお、確認のための証明書等については、次のすべての条件を満たすものに限る。

- (1) 提示時において有効なもの
- (2) 原本

(下見の許可)

第4条 経営管理課長は、減免の許可を受けた施設・団体等に対し、下見の許可を与えることができる。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

要綱番号	減免対象	確認方法
1	生活保護法の規定により生活保護を受けている者	減免を受けようとする者の氏名が確認できる生活保護受給証明書、保護決定通知書の提示（発行から3カ月を有効期間とする）。
	生活保護法に基づく保護施設に入所、通所している者	施設代表者による減免申請書の提出。 施設代表者が発行した入所・通所証明書の提示（発行から3カ月を有効期間とする）。
2	戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、厚生省通知「療育手帳制度について」に基づく療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者	左に明記されている各種手帳の提示。 障害者手帳アプリ「ミライロ ID」による障害者手帳・療育手帳情報の提示。
	上記手帳所持者の介護者	手帳所持者の介護者である旨の申し出。 手帳所持者につき原則1人だが、障がいが重度などの理由があれば2人まで認める。
3	児童福祉法の規定による児童相談所から児童の養育を委託された里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、障害児通所施設事業、児童福祉施設及び障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を除く）、地域活動支援センター、福祉ホーム及び精神障害者社会復帰施設を運営する施設等の利用者	施設代表者による減免申請書の提出。 施設を利用していることが分かる証明書（障害福祉サービス受給者証、障害児通所支援受給者証、3カ月以内に施設代表者から発行された利用証明書）の提示。 児童相談所から児童の養育を委託されていることがわかる証明書（措置決定通知書、受診券、委託証明書等）の提示。
	上記施設利用者の引率者及び介護者	施設代表者による減免申請書の提出。 利用者の引率者・介護者である旨の申し出。 引率者・介護者は利用者につき原則1人だが、障がいが重度などの理由があれば2人まで認める。
4	札幌市内に居住する70歳以上の者	免許証やパスポートなどの官公署発行の身分証明書の提示。 ただし、その他書類の提示により氏名・住所・生年月日が確認できる場合は減免を認めるものとする。
	老人福祉法及び介護保険法に基づく札幌市内の社会福祉施設の70歳以上の施設利用者	施設代表者による減免申請書の提出。 施設代表者から発行された利用証明書の提示（発行から3カ月を有効期間とする）。

	札幌市内に居住する 70 歳以上の者又は上記施設利用で 70 歳以上の者の引率者及び介護者	札幌市内居住の 70 歳以上の者の介護者については、被介護者の要介護状態区分を確認できる介護保険被保険者証等を提示、上記施設利用者の引率者については、その施設の職員等である旨の申し出により、原則 1 人、複数の介護必要と認められる場合は 2 人まで認める。
5	学習見学のため来園する小・中学校及びこれに準ずる機関（フリースクール等）の引率者	学校・機関代表者による減免申請書の提出。 児童・学生等につき原則 1 人だが、障がいが重度などの理由があれば 2 人まで認める。
6	保育所、幼稚園及び認定こども園の引率者	施設代表者による減免申請書の提出。 幼児につき原則 1 人だが、障がいが重度などの理由があれば 2 人まで認める。
7	博物館協会会員証を有する者	博物館協会会員証の提示。
8	動物園の主催、共催する演芸等に出演するため来園する者及び団体	その都度の事前協議による。
9	取材のため来園する報道関係者	報道関係者であることの証明の提示。
10	学習見学のために来園する市内の児童会館、学童保育所、児童育成会の引率者及び札幌市青少年育成委員	施設・団体代表者による減免申請書の提出。 幼児・児童・学生（中学生以下）等につき原則 1 人だが、障がいが重度などの理由があれば 2 人まで認める。
11	学校教育法に規定する札幌市内の学校及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項 2 号の基準を定める省令に規定する法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関のうち札幌市内の日本語教育機関に通う外国人留学生	学生証及び在留カードの提示。
12	札幌観光ガイドの会ボランティア	札幌観光ガイドの会ボランティアであることの証明の提示。
13	札幌観光大使	札幌観光大使であることの証明の提示。
14	札幌観光大使名刺持参者	札幌観光大使名刺の提示。
15	旅行会社及び観光バス会社の運転手、添乗員	観光ツアー、修学旅行などの団体旅行に同行している場合は減免を認める。
16	公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟する北海道内の動物園及び水族館の有効な年間パスポートを所持する者	年間パスポートの提示。
17	学校教育法に規定する高等学校に在籍する学生	生徒手帳及び在学していることが証明できる書類の提示。 学校代表者による減免申請書の提出。
18	大韓民国「大田広域市」市民	運転免許証又は住民登録証の提示。

19	その他市長が特に必要と認めた場合	その都度定める。
----	------------------	----------